

安全基準へのご意見と対応案

委員からのご意見と対応案(1/2)

第4回安全基準・検査WG及びその後寄せられたご意見

● 状況認識

- ◆「自動運航システム」が主語で「安全な航海に必要な全ての情報を継続監視できること」を要求されているが、一部タスク(聴覚情報の監視)を人間が担うという想定が外れているのではないかと。
→状況認識に限らず、各機能要件は事前に設定された運用コンセプト等の範囲内において満たすことを求められており、人間の関与が想定されている。この点を明確にするため、11-2.0(b)にシステムと船員の役割分担について明記。
- ◆環境条件には、情報を取ることが原理的に難しい情報や、通常の船舶に搭載していない機器を追加で搭載しなければ取れない情報などが含まれるのではないかと。
→上記と同様、システムが自動的に取得することが難しい情報については、人間が情報を取得することが想定される。

● 警報管理

- ◆遠隔支援施設への警報転送は条件付とする余地を残すべきではないかと。
→遠隔支援業務の範囲外の情報について、当該業務に係る事業場に対して警報を発報する必要はないことから、その旨を明記。

● 情報記録

- ◆「自動運航システムの停止する場合」に「自動運航システムの記録を自動的に保存する」ことについて、システムが停止しているにも関わらず自動的に保存することが矛盾しているように思われる。停止していても記録が消えない(維持される)という意味で捉えるべきか。
→ご理解のとおり、システム停止時であっても使用中の情報が失われないことを求める趣旨であり、誤解を生じないよう「記録が維持される」という表現に変更。
- ◆情報記録の要件について、「以下のデータを含む」と限定するよりも、以下のデータと等価なデータ、あるいは以下の情報を含むデータという表現が良いのではないかと。(従来機器で記録できるデータであって、相当するデータがあればそれに対応することも考えられる。)
→列挙するデータに相当する情報が保存できれば足りることから、ご意見を踏まえ「以下に相当する情報」に変更。
- ◆「自動運航システムから船員への引継ぎが生じた場合、その要求及び実行の時刻」の実行の意味が曖昧である。また、要求の内容を記録する必要があるのではないかと。
→要求の意図を明確化するため、「その要求の時刻及び内容並びに引継ぎを実行した時刻」に変更。

委員からのご意見と対応案(2/2)

第4回安全基準・検査WG及びその後寄せられたご意見

● 情報記録 (つづき)

- ◆「自動運航システムにおける重要なパラメータが変更された場合、その時刻および変更内容」について、例えばメーカー側担当者が決定するパラメータは機器側には保存されるが、それを「自動的に」保存することは困難との懸念がある。
→重要なパラメータが自動的に変更された場合に、その旨が自動的に記録されることを求めるものであり、手動で変更した場合にも自動的な方法で記録することを求めるものではない。なお、検査心得(船舶安全法施行規則)51.1.16(a)(2)(i)に記載のとおり、自動運航システムの重大な変更時の対応は、安全管理の一環として対応いただくこととなる。
- ◆記録の改ざん措置の防止まで要求する必要があるのか。
→VDRの場合、「修正を防止するための措置」が要求されているところ、同様の表現に変更。
- ◆短い航海の場合は、48時間分の記録をせすとも1航海を記録することで足りるのではないか。
→48時間の記録は長期間の航海を想定した要件であり、これよりも1航海が短い場合、1航海分の記録が保管されれば目的は達成できることから、表現を変更。

● システムの欠陥に係る報告

- ◆報告義務について、どのような場合にシステムの欠陥と判断されるのか。
→報告が必要な場合について、検査心得(船舶安全法施行規則)50-2.2(a)中の(1)～(4)に明記。

● 会社の安全管理

- ◆安全管理の項目のうち「習熟のための教育・訓練」について、資格講習ではなく、あくまでもシステムに応じて機器の取扱いに習熟すべしという意図か。
→ご認識のとおり、資格講習ではなく、システムに応じて機器の取扱いに習熟すべしという意図であり、検査心得上誤解の生じない表現で記載。
- ◆事故原因調査にあたり、システムの判断根拠が重要であることから、単に記録できるという機能のみならず、会社として保存・管理させることも必要ではないか。
→ご意見を踏まえ、トラブルに係る情報収集・対応の実施内容として、記録の保管について明記。